

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 はえ縄漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 111隻
- (3) 船舶の総トン数 5トン以上20トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線から銚子市地先に至る千葉県海面
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が当該地域の存する市町村の区域にある者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月12日から6月11日まで